

## ○石川県国民健康保険運営協議会条例

平成29年3月23日

石川県条例第12号

## (設置)

第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第九条の規定により、同法附則第七条の都道府県国民健康保険運営方針その他の国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、石川県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人
- 二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人
- 四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第十条第一項に規定する被用者保険等被保険者を代表する委員 二人

2 委員は、知事が任命する。

3 委員の任期は、平成三十年三月三十一日までとする。

## (会長)

第3条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。